

公 安 委 員 会 説明資料No. 1	「金融商品取引法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案」等に対する意見の募集について	平成30年2月1日 組織犯罪対策企画課 生活安全企画課 交 通 企 画 課
------------------------	--	--

1 改正の対象となる国家公安委員会規則（根拠法）

- (1) 警備業の要件に関する規則（警備業法）
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）
- (4) 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（銃砲刀剣類所持等取締法）
- (5) 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律）
- (6) 確認事務の委託の手続等に関する規則（道路交通法）
 - (1)、(2)、(4)、(5)及び(6)においては、「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」を定め、各法律において同行為を行うおそれのある者であることを認定、許可又は登録の欠格事由としている。また、(3)においては、「暴力的不法行為等」を定め、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律において、同行為に掲げる罪に係る犯罪経歴の保有者が一定以上の割合を占めることを指定暴力団の指定要件の一つとするなどしている。

2 改正の内容

- (1) 金融商品取引法の一部を改正する法律（平成29年法律第37号。以下「改正金商法」という。）の施行に伴い、次に掲げる罪に当たる行為を上記「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」及び「暴力的不法行為等」に追加するなどの改正を行う。
 - ア 改正金商法による改正後の金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「新金商法」という。）第198条第3号の3（高速取引行為に係る無登録営業）
 - イ 新金商法第198条の6第1号（第66条の51に係る部分に限る。）（高速取引行為の登録申請書に係る虚偽の記載又は記録）
 - ウ 新金商法第205条の2の3第1号（第66条の54第1項に係る部分に限る。）（高速取引行為の登録事項変更の無届け又は虚偽の届出）
- (2) 割賦販売法の一部を改正する法律（平成28年法律第99号。以下「改正割販法」という。）の施行に伴い、次に掲げる罪に当たる行為を上記「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」及び「暴力的不法行為等」に追加するなどの改正を行う。
 - ア 改正割販法による改正後の割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「新割販法」という。）第49条第6号（クレジットカード番号等取扱契約締結事業の無登録営業）
 - イ 新割販法第53条の2第1号（第35条の17の6第1項に係る部分に限る。）（クレジットカード番号等取扱契約締結事業の登録事項変更の無届け又は虚偽の届出）

3 施行期日

それぞれの改正法施行の日（改正金商法については平成30年4月1日、改正割販法については同年6月1日）

4 意見提出期間

平成30年2月5日（月）から平成30年3月6日（火）まで

公 安 委 員 会	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案について	平成30年2月1日 交 通 規 制 課 交 通 指 導 課
説明資料No. 2		

1 改正の趣旨

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会の実現の必要性、高齢者、障害者等がより一層社会参画し、活躍できる一億総活躍社会の実現の必要性に鑑み、

- 公共交通事業者によるバリアフリー対策の計画的実施
- 市町村によるバリアフリーに関する基本構想の策定の推進に向けた移動等円滑化促進方針制度の新設
- バリアフリー化に関する基準適合義務の対象施設の拡大等を内容とする高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)の改正を行うもの（国土交通省所管法律の共管）。

2 改正の内容（警察関係）

- (1) 市町村は、移動等円滑化の促進に関する基本的な方針等について定める移動等円滑化促進方針（以下「促進方針」という。）を作成するよう努める（第24条の2第1項）。

※ 市町村は、促進方針に基づき移動等円滑化基本構想を作成するよう努め、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、当該構想に基づき交通安全特定事業を計画・実施する。
- (2) 市町村は、促進方針を作成する場合には、事業実施主体（公安委員会等。以下同じ。）の意見を反映する措置を講ずるものとし、また、促進方針の作成に関する協議等を行うための協議会を組織する場合には、事業実施主体がその構成員となる（第24条の2第6項及び第24条の4）。
- (3) 市町村は、促進方針を作成したときは、国家公安委員会及び関係する公安委員会に当該方針を送付しなければならない（第24条の2第7項）。

3 今後の予定

平成30年2月9日（金） 開議

公 安 委 員 会	風営適正化法違反（特定遊興飲食店営業 の無許可営業）事件の検挙について	平成30年2月1日
説明資料No. 3		保 安 課

警視庁は、渋谷地区において無許可で特定遊興飲食店営業を営んでいた経営者ら3名を検挙した。平成28年6月の改正風営適正化法施行後、特定遊興飲食店営業の無許可営業に係る事件の検挙は全国初。

1 検挙年月日

平成30年1月28日（日）

2 被疑店舗

東京都渋谷区
深夜酒類提供飲食店

3 被疑者

- | | | |
|---------------|--------|----------------|
| (1) 住居 東京都目黒区 | 職業 経営者 | 男性 (47歳) 通常逮捕 |
| (2) 住居 東京都渋谷区 | 職業 従業員 | 男性 (36歳) 通常逮捕 |
| (3) 住居 東京都品川区 | 職業 従業員 | 男性 (28歳) 現行犯逮捕 |

4 事犯の概要

被疑者らは、共謀の上、東京都公安委員会から特定遊興飲食店営業の許可を受けないで、平成30年1月28日午前2時17分ころ、上記営業所において、不特定の飲食客に対し、深夜に酒類を提供して音楽や照明の演出等を行い、ダンス等をさせるなど遊興飲食させ、もって無許可で特定遊興飲食店営業を営んだものである。

5 適用罰条等

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反

同法第49条第7号

（2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科）

同法第31条の22（特定遊興飲食店営業の許可）

刑法第60条（共犯）

公 安 委 員 会	仮想通貨取引所における仮想通貨	平成30年2月1日
説明資料No. 4	の不正送信事案の発生について	情報技術犯罪対策課

1 仮想通貨交換業者

株式会社 (代表取締役 :)

(東京都渋谷区 平成24年8月設立、資本金9,200万円、従業員71人)

※ビットコインを始めとする13種類の仮想通貨を扱う仮想通貨取引所
を運営

2 事案の概要

仮想通貨取引所である 株式会社が、同社管理のサーバに
不正アクセスされ多額の仮想通貨を不正に送信された事案。

3 事案の経緯

- 平成30年1月26日（金）午後0時過ぎ、同社は、仮想通貨NEM（単位はXEM）に係る入出金、売買を一時停止。
- 同日午後4時過ぎには、同社は取扱い通貨の全て（日本円を含む）の出金を一時停止。
- 同日午後11時30分、同社が記者会見を開き、「同日午前3時頃から複数回にわたり、仮想通貨NEM（約5.2億XEM、時価約580億円相当）が外部に不正に送信された。」旨発表。

なお、後に「正確な時刻については一部調査を進めている」旨発表。

4 警察の対応

- 警視庁では、本件につき関係者からの聴取など所要の捜査を推進。
- 警察庁では、仮想通貨交換事業を所管する金融庁の原因究明、再発防止に捜査を通じて協力。